

いわき市議会議長 菅波 健 様
いわき市長 清水 敏 男 様

いわき市監査委員 小野 益生
同 佐藤 博
同 佐藤 和良
同 赤津 一夫

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、平成29年11月11日に木村清監査委員が退任し、同月17日に小野益生監査委員が就任しました。

1 監査の対象

- (1) 財政部
- (2) 総合政策部

2 監査実施期間

- (1) 財政部（平成29年8月17日から同年12月22日まで）
- (2) 総合政策部（平成29年9月21日から同年12月22日まで）

3 監査の範囲

財政部にあっては平成29年4月1日から同年6月30日までに、総合政策部にあっては平成29年4月1日から同年7月31日までに、それぞれ執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ正確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

財 政 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(施設マネジメント課)

※ 市有地（普通財産）の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。

なお、次の契約についても、同様であった。

- ・ 不動産鑑定評価基本契約

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

- ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
- イ 測量又は設計に係る委託契約
- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
- エ 役務の提供に係る委託契約
- オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
- カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
 - (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
 - (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者
- (契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

(抜粋)

- 5 入札・契約時の事務処理について
今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

<意見又は要望とする事項>

特定事項（いわき市公共施設等総合管理計画について）

平成29年2月に策定された「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等のマネジメントに関する本市の基本方針として定められたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」等も踏まえながら、公共施設等の適正化と有効活用を目指すものである。計画期間は、2017年度～2030年度であり、本市が所有するすべての建築物と道路・橋梁・上下水道管などのインフラ施設が対象となっている。

今後は、財政負担の軽減・平準化とともに、公共施設等の最適な配置を目指す同計画に基づき、施設分類ごとの施設管理計画（個別管理計画）を策定することとしており、総合管理計画との整合性を保ちながら、実行性のある個別管理計画の策定・推進に向け、全庁横断的な視点に基づき調整を図るため、同年5月に「市公共施設等総合管理計画推進委員会」が設置された。

現在は、各施設所管部署において、個別管理計画の策定に取り組んでいるところであるが、同年10月に示された平成30年度当初予算編成方針においては、「本市財政に係る中長期的な課題について」という新たな項目が設けられた中で「公共施設の老朽化対策等」が課題として挙げられており、個別管理計画の策定にあたっては、異なる機能を持つ施設との複合化等による維持・更新費用の縮減に加え、財源の確保に努めなければならないとされている。

もとより計画の策定にあたっては、現状分析や将来予測、年次計画、事業費、財源等について、十分に検討される必要があり、その際には、十分かつ適切な基礎資料、統計資料等を用いて調査・研究を行うことが求められるが、さらに、施設の集約化・複合化を含めた検討を行う上では、関係部局間における緊密な連絡調整が重要となる。また、個別管理計画は、適正な施設配置及び施設の維持管理を図るためのものであり、その策定にあたっては、広く市民の理解を得ることに意を用いなければならない。

このため、施設マネジメント課においては、公共施設マネジメントの総括部署としての役割を十分に認識し、全庁横断的な総合調整機能を発揮して、総合管理計画の適切な進捗管理を行うことが望まれるものであり、より一層の体制強化を図り、計画の迅速かつ着実な推進に努められたい。

（施設マネジメント課）

総 合 政 策 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<意見又は要望とする事項>

特定事項（自主広報事業のあり方について）

本市の自主広報事業は、年間1億円近い予算が投じられており、広報紙（広報いわき）、市公式ホームページ、さらにはSNS（フェイスブック・ツイッター・ユーチューブ）など様々な広報手段を用いて行われている。

しかしながら、事業の中長期的な目標や計画はなく、これまでの広報手段を継続して用いており、新規事業については、同規模自治体等の取組状況を勘案しながら対応しているのが現状である。事業目的も、市政に関する情報について全市民を対象に広く広報することとしており、広報手段ごとに主たるターゲットや目標視聴率を設定するなど、より効果的な広報を実施するための検討が十分とはいえない状況となっている。

また、個別の広報手段に目を向けると、本庁舎前に設置してある多目的大型表示盤については、平成4年1月に設置して以降、各種募集や非核平和都市宣言の周知などの役割を果たしてきたところである。その一方、平成9年度から市公式ホームページが始まり、近年でもSNSなど様々な広報手段が追加される中で、年間の維持管理費1,296,000円（平成29年度）を投じて存続させる合理性が不明確となっている。

こうしたことから、ふるさと発信課においては、限られた費用でより効果的に市政に関する情報を周知するため、広報手段ごとの具体的な目標設定を検討するとともに、それぞれの効果を把握しながら、時代の流れに則して広報手段の見直しを図り、より効率的・効果的な自主広報事業を実施するよう望むものである。

（ふるさと発信課）